2003 年 7 月 14 日

JICA 環境社会配慮ガイドライン案に対する要望と提案

IAIA 会員
浦郷昭子

1. カテゴリー分類について

現在のカテゴリー分類では、温暖化物質や砂漠化などの切り口から区分することができなくなっている。そのため、「2.影響を及ぼしやすい特性」では、以下の項目を増やすことを提案したい。

- 地球温暖化物質の大量な排出
- 大気汚染物質の大量の排出
- 大量の汚水の排出
- 大規模な土壌汚染の危険性
- 大量の廃棄物の産出
- 大量の環境汚染化学物質(PRTR/POPs 関連物質)を使用・排出

2. プロジェクトの各段階における環境社会配慮について

現在の案では、プロジェクトの要請確認段階ではスクリーニングのみを行なうこととされている。しかし、本来はこの段階で実施される M/P 調査や F/S 調査、プロジェクト形成調査、予備調査などにおける環境配慮と計画の変更が非常に重要である。そのため、「1.2 手続き」の「(1) プロジェクトサイクルの要請確認段階」の中では、「環境社会面の調査結果を外務省に報告する」ことからもう少し踏み込んだ記述が望まれる。例えば、「重大な環境影響が予想される事業に関しては、事業採択前に行われる諸調査（M/P 調査や F/S 調査、プロジェクト形成調査、予備調査など）において、ゼロオプションも含めた複数案検討を検討し、環境への影響を最小限にとどめる計画へ修正する。これら検討結果と修正案を記載した環境配慮レポートを審査した上で、審査結果を外務省に報告する。」といった形の記述にすることを提案したい。

プロジェクトの準備段階においては、JICA は「相手国の審査状況を確認すること」にとどめられているが、相手国の審査が適切でない場合も JICA プロジェクトとしてはある一定レベル以上の環境配慮を求めていくという姿勢をより強く打ち出す必要がある。「JICA 独自の視点から審査担当部署が審査を行い、審査結果を外務省に提示する」といった内容に書き換えられることが望ましい。さらに、JICA 独自の方法書、評価書の審査基準を設けることが望ましい。このような記述は本ガイドラインを英訳し海外に示した場合、JICA の姿勢を明確に打ち出す上でも重要である。

また、プロジェクトの実施・監督段階、評価段階においても環境を配慮し、それを審査するシステムが構築されることが望まれる。現在のガイドラインではモニタリングを支援するという点は記載されているが、モニタリング結果のチェック機能とフィードバックに

関する記述が弱いように思われる。

上記内容を概括し、表１にプロジェクトの各段階で実施が望まれる環境支援と審査を簡単に整理した。

表 1　プロジェクトの各段階で実施されることが望まれる環境支援と審査

JICA 調査団による調査・支援	環境･社会配慮担当者によるレポート	JICA 審査担当部署による審査
（プロジェクトサイクルの要請確認段階） インベントリー調査、マスタープラン調査、F/S、プロジェクト形成調査、予備調査の中での代替案検討と計画の修正	環境社会配慮レポート（レベル１～レベルｎ）：カテゴリー区分はされていない	環境社会配慮レポートの審査
（プロジェクトサイクルの準備段階） カテゴリーA と B : B/D、D/D、本格調査の中での EIA 支援 カテゴリーC : モニタリング計画支援	カテゴリーA・B に関しては方法書（スコーピング結果が記載されている）、EIA レポート カテゴリーC に関してはモニタリング計画書	方法書、EIA レポートの審査 モニタリング計画書の審査
（プロジェクトサイクルの実施･監督段階） JICA による環境モニタリングの支援	モニタリングレポート	モニタリングレポートの審査
（プロジェクトサイクルの評価段階） 相手国による環境モニタリング	相手国の作成したモニタリングレポート	モニタリングレポートの審査

3. スクリーニング実施のタイミングについて

基本的には事業採択前までに十分な環境配慮が計画に盛り込まれたものであれば、その後の EIA に投入される時間及び金銭的コストが低減されるというインセンティブを設けることが望ましい。そのため、スクリーニングを行なってカテゴリー区分を行なうのは、事業採択直前（プロジェクト EIA 直前）が望ましく、プロジェクトサイクルの要請確認段階ではカテゴリー区分なく、環境配慮レポートとその審査だけを繰り返す仕組みにしたほうが良いと思われる。このようにすることで、当初カテゴリーA や B と想定されていたプロジェクトも､事業採択前に十分に環境配慮を行なうことでカテゴリーC になる可能性も開ける上、計画段階における環境配慮が促進されるものと思われる。以下に、このような考えを組み込んだ手続きのフローの例を示す。

ここで示したフローには JICA の評価担当部署による評価の手続きも加えたが､一つの考え方としては、環境配慮に関する評価や審査は事業評価における環境面に関する負のインパクトだけをクローズアップしたものであるともいえる。そのように考えると、評価担当部署と業務が重複しないよう、十分調整する必要がある。

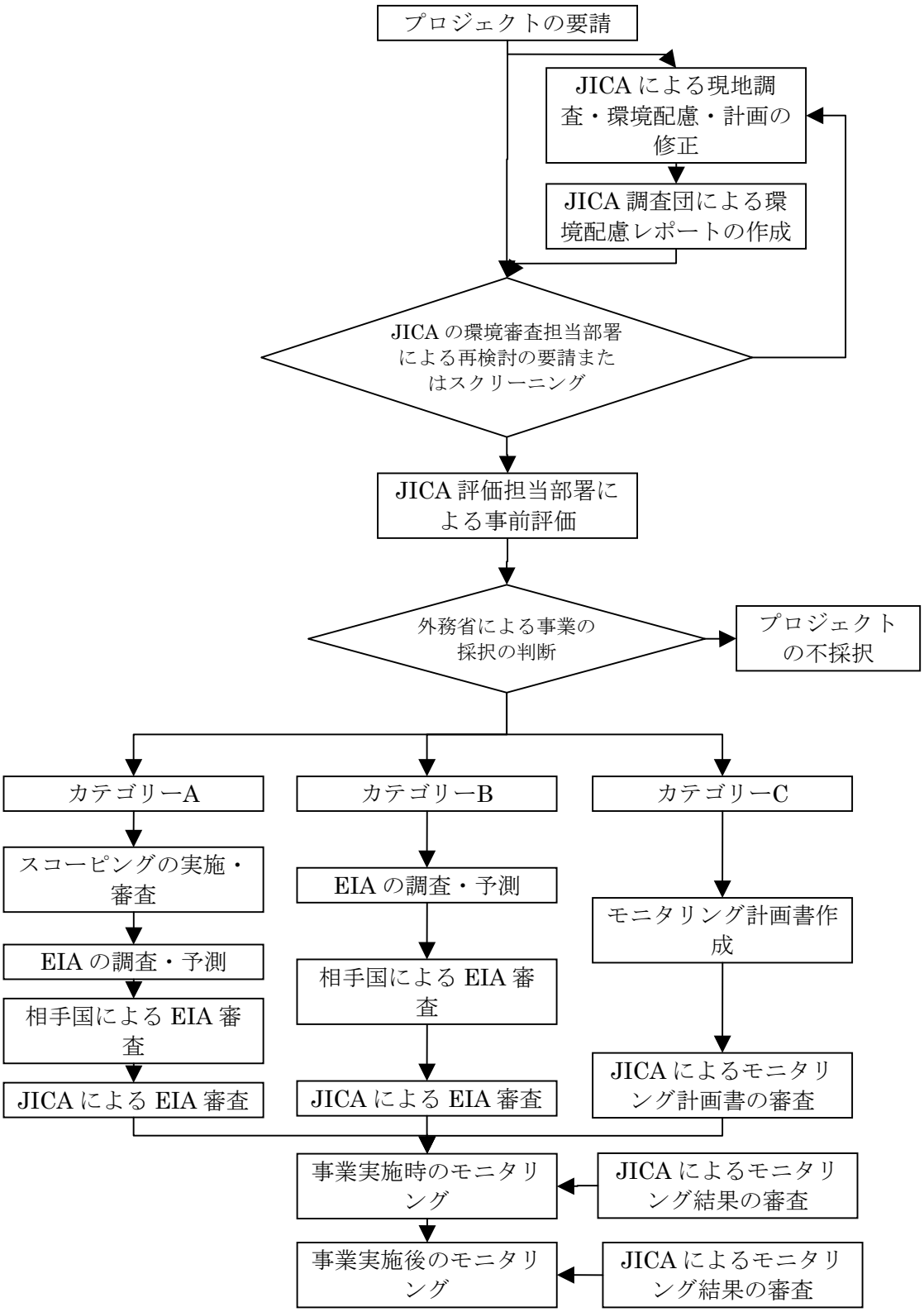

図 1　要請確認段階から準備段階に至るまでの手続きフロー案